

# 四條畷鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

## 1. 名称

四條畷鳥獣保護区

## 2. 区域

四條畷市と大東市、奈良県との境界線の接点を起点とし、同点から四條畷市と大東市との境界線を北進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号 22-01）に至る。大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号 22-01）から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野 9 号線との交点に至る。同点から市道南野 9 号線を北進し、市道南野 2 丁目 17 号線との交点に至る。同点から市道南野 2 丁目 17 号線を北進し、権現川との交点に至る。同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至る。同点から御机橋を北進し、市道南野 8 号線との交点に至る。同点から市道南野 8 号線を西進し、市道南野 6 丁目 17 号線との交点に至る。同点から市道南野 6 丁目 17 号線を北進し、国道 163 号線との交点に至る。同点から国道 163 号線を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至る。同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至る。同点から讃良川を北進し、大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号 18-04）に至る。大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号 18-04）から北に直線で四條畷市と交野市との境界線の交点に至る。同点から四條畷市と交野市との境界線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、国道 163 号線との交点に至る。同点から国道 163 号線を西進し、市道田原中央線との交点に至る。同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷池線との交点に至る。同点から市道大谷池線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至る。同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒線との交点に至る。同点から府道大阪生駒線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域

## 3. 面積

約 1, 100 h a

## 4. 存続期間

令和元年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日

## 5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## 6. 鳥獣保護区の指定目的

### (1) 地域の概況

四條畷鳥獣保護区は、奈良県と境を接する四條畷市の中・東部、生駒山系の北

部に位置し、東側は生駒山地主稜線を挟んで奈良県と接する山林地帯、西側には飯盛山がそびえ、北には河内と大和を繋ぐ清滝街道が通っている。

周辺環境は、コナラ、クヌギ等の落葉広葉樹林を主体とした森林が複雑に入り組んだ山地地形と室池によって形成される水辺環境が複合的に存在する環境である。生駒山地主稜線の西に多くの谷が形成されており、これらの谷をせき止めて築造された新池、古池、中ヶ池、砂溜池の4池を総称したものが室池であり、野生鳥獣の生息地として重要な拠点となっている。

また、本地域は、生駒山系沿い北側に交野鳥獣保護区(面積約1,030ha)、南側に生駒山鳥獣保護区(面積約2,100ha)に挟まれており、鳥獣保護区として一体的に保護を図る上で重要な地域となっている。

## (2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の指定更新にあたり実施した調査では、15目36科110種の鳥類が確認され、これら確認種の生息区分の内訳は、留鳥38%、夏鳥13%、冬鳥31%、旅鳥14%で、現地調査では山野の鳥が多く確認された。そのうち重要種は、種の保存法記載種が1種、環境省レッドリスト記載種は11種、大阪府レッドリスト記載種は16種の計23種が確認された。

なお、哺乳類については、5目6科7種の哺乳類が確認されたが重要種は確認されなかった。

これらのことから、同区は山野に生息する鳥類が多く、特に一年中生息場所を変えない留鳥や冬期に滞在する冬鳥の生息が多数確認されたことから、これらの鳥類の生息に適した環境であると考えられる。

また、ハヤブサを筆頭に、オオタカやフクロウなど稀少な鳥類を含む多様な種類が確認されるなど、同区は府域の鳥類・哺乳類の生息地として非常に貴重な地域であり、今後も野生鳥獣の生息地としてより良い環境を整える必要がある。

## (3) 保護管理に関する事項

鳥獣保護管理員や行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等により、被害防止対策に努める。